

2016年4月13日承認

一般社団法人さいたまキャリア教育センター 入会規則

(正会員及び賛助会員)

第1条

1 正会員

一般社団法人さいたまキャリア教育センター（以下当センターという）の目的及び事業に賛同して入会した法人、団体又は個人及び設立時社員を正会員とする。

2 賛助会員

本法人の目的及び事業に賛同し賛助するため入会した法人、団体又は個人とする。

(入会申込)

第2条 当センターに入会しようとする法人・個人は、所定の入会申込書に必要事項を記入し、会費を添えて申し込むものとする。

(退会)

第3条 退会は会員の自由意思とし、退会希望者は理事の過半数がその意思を認めれば、随時退会できる。

(会費)

第4条

1 会費は年会費とし、1カ年分の金額を次のとおりにする。

個人正会員 20,000円

法人賛助会員 10,000円

個人賛助会員 5,000円

2 一旦納入された会費は、理由の如何を問わず返還しない。年の途中で退会した場合の未経過分の会費も同様とする。

(特典)

第5条 会員は次の特典を受けることができる。

正会員 当センターが主催する講座等の参加費減免

当センターのキャリア支援者むけ個別相談「サポサポ」利用料減免

賛助会員 当センターのキャリア支援者むけ個別相談「サポサポ」利用料減免

(禁止事項)

第6条 会員は、次のことをしてはならない。

- 1 当センターの承諾なしに、入会勧誘や当センター支援のための募金等を行うこと。
- 2 当センターの承諾なしに、当センターの名称・略称・マーク・ロゴタイプを使用して、名刺などの印刷物を制作したり、団体を結成したり、会合を開いたり、署名活動や調査等を行うこと。
- (3) 当センターの承諾なしに、当センター商品・サービス等の販売活動を行うこと。
- (4) その他、当センターの名誉を傷つけ、信用を失墜させる行動をとること。

(会員資格の喪失)

第7条 会員は次の事由によってその資格を失い退会する。

- 1 理事の過半数が退会の意思を認めたとき
- (2) 会費納入期限を1年を過ぎるも会費の納入がないとき
- (3) 死亡したとき
- (4) 転居、行方不明など所在の知れないとき
- (5) 第8条の事由により、理事の過半数により除名の決議がなされたとき

(除名)

第8条 会員が次の各項の一つに該当するときは、理事の過半数の決議をもってこれを除名することができる。

- (1) 第6条に定める禁止事項に違反したとき
- (2) その他、当法人の活動主旨に反する行動をとったとき、当法人の信用を失う行為があったとき

(本規則の変更)

第9条 本規則を変更しようとするときは、理事の過半数の決議を経なければならない。

入会申込書

年 月 日

一般社団法人さいたまキャリア教育センター 御中

FAX : 048-610-8618

さいたまキャリア教育センターの目的に賛同し、入会致します。

個人正会員 20,000 円

法人賛助会員 10,000 円

個人賛助会員 5,000 円

申込者

氏名
住所
電話
FAX
E-mail

◆振込先

武蔵野銀行 北浦和西口支店 普通 1046794

一般社団法人さいたまキャリア教育センター

※上記会員は年会費として毎年4月から翌年3月迄の取扱となります。

年度途中の入会も同じ取扱ですのでご理解ください。

※当センターの理事の判断によりお申込みのご要望に添えない場合もございます。

予めご了承ください。